

埼玉県訓令第九号

訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表広聴広報課の項機関名の欄中「（一） 広報課」を「（一） 広報課」に改め、同表医療人材課の項職員の欄中「（一） 医療人材課」を「（一） 医療人材課」に改め、同表「（二）」に改め、同表ウーマノミクス課の項機関名の欄中「（一）」を「（一）」に改め、同表「（二）」に改め、同表精神保健福祉センターの項職員の欄中「（一）」を削る。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。